

「令和6年度 伴走支援型観光地域力強化推進事業」Q & A

【事業概要について】

Q 1. これまでの魅力事業との大きな相違点は

- ・取組のステップを明確にするため、単年度の事業計画から3年間の事業計画にしました。
- ・企画段階のコンテンツ造成から販売まで、事業の一連を、機構や振興局のサポート、アドバイザー派遣や情報発信支援事業などにより、これまで以上に伴走支援を強化します。

Q 2. 提案者の要件が変更になったのか

- ・要件を変更しました。交付対象者は観光協会・連盟（DMO含む）・地方公共団体となります。また、それらを含む実行委員会や協議会などの団体、および本事業の立ち上げを目的とした準備をする実行委員会や協議会などの団体も対象とします。
(宿泊事業者・旅行会社のみの団体、民間事業者のみの団体等は対象外となります。)

Q 2-2. 複数の市町村にまたがる観光連盟が地域単独事業に応募できるか

- ・団体の組織構成に関わらず、事業実施地域が単独の市町村であれば可能。
例：複数の市町村で構成している団体が、1市にある素材のコンテンツを磨き上げ商品造成に注力する場合など。

Q 2-3. 2つの市（町・村）で広域連携事業に応募できるか

- ・参加自治体で協議の上、幹事自治体が申請団体となり、精算時に幹事自治体へ機関負担金を支払える場合は応募を可能とします。負担金受け取りができない場合は、実行委員会や協議会等を立ち上げ、同名の口座を開設して経費管理を行うことを推奨します。

Q 3. 採択された場合3年間継続して実施できるのか

- ・単年度予算のため、採択にあたっては、各年審査を実施するため、3年間の実施を保証するものではありません。ただし、取組のステップを明確にし、事業実施年数に応じた審査を行なう予定です。

Q 4. 3年間計画の事業ではなく、1年（2年）の事業計画で応募できるか

- ・可能です。ただし、事業終了後に、自走化できる計画であることが前提となります。

Q 5. R5年度魅力事業で1年目の事業であり、R6年度も同じ項目で応募する場合、2年目としての応募となるのか

- ・2年目の事業とみなします。4つの重点項目に該当がない場合、（5）その他で、R5年度と同じ項目を記入し応募下さい。（3年目事業の場合も同様となります）

Q 6. 4つの具体的な重点項目に取り組んだ方が採択されやすいのか。

- ・今年度は、より高付加価値で旅行者の満足度向上を目指すため、具体的な重点項目を4つに絞り、その他の項目を追加しました。採択については、事業内容により総合的に判断されます。

断します。「アウトプット・アウトカムがしっかりと設定されていること」、「自走化に向けたロードマップが明確であること」「本事業を通じて地域経済に寄与するものか」等が事業計画から読みとれることが大切と考えます。事業を委託する場合も、地域がしっかりと関与し、一緒に取り組む姿勢が求められます。

Q 7. 事業費に対して、現物協賛ではなく地元負担金が多いほうが採択されやすいのか

- 選定基準の一つとして審査対象となります。(加点要素)

Q 8. 各事業で1件、計2事業応募する際に、応募時に優先順位を決めておくとは

- 機構からのヒアリング時に、どちらを優先するか聞き取ります。応募時に決めておいてください。なお、応募状況等により、採択にあたり総合的に判断するための参考にさせていただきます。ただし、あくまで事業内容を重視します。

【支給対象外経費について】

Q 1. 財産が残る可能性のある消耗品（取得価格税込10万円未満）で、経費として認められ購入可能なものとは（実施要領4（2）⑤）

- 当該事業に付帯する什器・備品に限ります。

(例) ワークーション事業

机・椅子・パソコン・プリンター、プロジェクター、スクリーン等

→ 例えば、上記の物であっても、事務局の業務で使用するものは経常的な経費とみなされて認められません。

- 事業に関連するとしても、1回の利用のためなどであれば、レンタルやリースの方が安価な場合もあり、安易な購入は望ましくありません。新たな事業のスタートアップで、ある程度什器・備品を揃える必要があるものや、事業自走化時に継続して利用が見込めるものなどは、購入の選択肢もあります。

- 消耗品の購入が事業の目的とならないよう、審査会で専門家の元、審査します。

- 事業実施にあたり、必ず必要な什器・備品であれば、該当する金額分は地元負担金（現金）で予算化しておくと、対象外との判断となった場合の担保となると思われます。

- 採択日前に購入・納品となっているものは、事業対象外で同一事業としての精算処理は認められませんので、くれぐれもご注意下さい。（予算作成のための見積取得は可。）

- 消耗品費は、例えば事業のイベントで使用するアルコール消毒液やボールペン等と、財産の残るもの（机・椅子など）の合計額が、全事業費（現金ベース）の20%もしくは50万円のどちらか少ない額が上限となりますのでご注意下さい。

DMO枠は上限100万円（税込）となります。

- 1点の単価が10万円（税込）を超える什器・備品は、全額が助成金対象外となります。（10万円まで助成金対象となるわけではありません。）

Q 2. 事業予算の総額に比して過大なプロモーション経費とは（実施要領4（2）⑦）

- 概ね目安を全事業費（現金ベース）の30%以内とし、事業内容により総合的に判断しています。

例えば、インフルエンサーによる観光コンテンツの検証とあわせて SNS で発信してもらう場合は、単純なプロモーションではなく、厳密なプロモーション経費との区分が難しいこと等があります。

本事業においては、各応募団体の観光地づくり事業の検証のための情報発信、プロモーションを行うこととしており、誘客事業とは異なる点にご留意ください。

Q 3. その他明らかに不適切と思われる経費とは

- ・明らかに不適切と思われる経費が精算時に計上して申請される事例があります。
(例：懇親会の飲食費、事業以外あるいは対象者以外の旅費、訪問先への手土産代等)
当然、地域負担となりますので、常識をもって精算処理をしていただくとともに、疑義が生じた場合は、事前にお問合せください。

【現物協賛について】

Q 1. 現物協賛における注意点は

- ・単独の事業者の多大な値引きではなく、複数事業者の現物協賛があることが理想です。プレスリリースをし、新聞に事業に関する記事を掲載してもらう、それぞれの額は少なくとも幅広い地域事業者の現物協賛があるなど地域の努力が見える現物協賛があるとなお望ましいです。
- ・なお、新聞、テレビ等のメディアによる無料の記事掲載・ニュースや特集放送等の場合、掲載元、放送局が協賛または周知協力の意思があることを確認できる資料が新たに必要となりました。(例：記者とのメール文書など)

【その他】

Q 1. 事業が変更・中止になった場合は

- ・まずは担当に報告・相談してください。「内容変更申請書」(第 10 号、10-2, 10-3 号)を提出していただき、観光機構の承認が必要となります。
変更内容について、承認が得られれば代替案で実施可能です。
また、中止の場合、それまでにかかった費用は経費として計上できます。
(中止により、下限の総事業費を下回った場合は、事業全体が対象外（取り下げ）となるので留意すること)
なお、機構負担金未使用金額については、当初の予算の負担金割合に基づき支給予定額を減額します。(実施要領 5 (2) ②)

Q 1-2 精算時に支出が予算より少なくなり、かつ、現物協賛が予算より多く計上できたので、事業費（現金ベース）のうち、地元負担金額のみを減額してよいか

- ・できません。地元負担金を減額する場合も事業変更となります。機構負担金と地域負担金（現金ベース）の負担割合は予算どおり（機構負担金は支給予定額が上限）とし、事業費（現金ベース）を満額執行しなかった場合、その不要額の処理については、当初の予算の負担金割合に基づき支給予定額減額します。(実施要領 5 (2) ②)

以上